

# 社会福祉法人 古河市社会福祉協議会

## 広告掲載取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、広告掲載の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

### (掲載物)

第2条 広告を掲載することができるもの（以下「広告媒体」）は次に掲げるとおりにする。

(1) 社協だより

### (掲載広告の要件)

第3条 掲載できる広告は、次に掲げる要件を備えたものでなければならない。

- (1) 広告媒体の公共性及び品位を損なうおそれのないものであること。
- (2) 市内及び周辺地域の産業の発展に資するものであること。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当しないものであること。
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告又は、個人的宣伝に係るものではないこと。
- (5) 公の秩序及び善良な風俗に反しないものであること。
- (6) その他公益上特に支障がないと認められるものであること。

### (広告の位置、規格及び掲載料)

第4条 広告の位置、規格及び掲載料は別表に掲げるとおりとする。

### (広告の優先順位)

第5条 広告掲載の優先順位は次のとおりとする。

- (1) 第1順位 社協特別大口会員
- (2) 第2順位 公社、公益法人及びこれに類するもの
- (3) 第3順位 市民の日常生活に関連する公共的性格を有する企業で、市内に事業所等を有するもの
- (4) 第4順位 前号に掲げるもの以外の私企業で、市内に事業所を有するもの
- (5) 第5順位 前各号に掲げるもののほか、会長が認めるもの

### (広報の募集、申し込等)

第6条 会長は、広告媒体に掲載する広告の募集を行うものとする。

- 2 広告を掲載しようとするもの（次項において「申込者」という。）は、広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする原稿を添えて、発行日の3ヵ月前（休日の時は前日）までに、申し込まなければならない。
- 3 会長は、前項の広告掲載申込書の提出を受けたときは、速やかに古河市社会福祉協議会広告掲載審査会（以下「審査会」という。）に審査させ、その報告を受けた後掲載の可否を決定し、広告掲載決定通知書（様

式第2号)により申込者に通知するものとする。

#### (広告掲載料の納入)

第7条 広告掲載の決定通知を受けた者(以下「掲載者」という。)は、会長の指定する期日(以下「指定期日」という。)までに広告掲載料を納入しなければならない。

#### (広告掲載料の返還)

第8条 納入済の広告掲載料は、返還しない。ただし、掲載者の責めによらない理由によって広告の掲載ができなかったときには、この限りではない。

#### (掲載の取消し)

第9条 会長は次のいずれかに該当すると認めるときは、広告の掲載の決定を取り消し、又は掲載を中止することができる。この場合において、既に納入された広告掲載料の返還その他広告主に対して一切の補償を行わないものとする。

(1) 指定する期日までに広告掲載料が納入されないとき。

(2) 掲載者、広告の内容が、各種法令に違反し、又はそのおそれがあるとき、若しくはこの要綱に抵触するものであるとき。

(3) その他広告掲載が適切でないと判断したとき。

2 会長は、前項の規程により広告掲載の決定を取り消し、又は掲載を中止したときは、掲載者に取り消し又は中止の理由を付した書面により通知するものとする。

#### (掲載者の責務)

第10条 掲載者は、当該広告等に関する一切の責任を負うものとする。

2 掲載者は、第3者から広告に関連して損害を被ったという請求等がなされた場合においては、掲載者の責任及び負担において解決しなければならない。

#### (審査会)

第11条 審査会は、事務局長、広報主管課長、地域福祉主管課長で組織する。

2 審査会は、第6条の3項の規程に基づき、その内容を審査し、その結果を会長に報告しなければならない。

#### (補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附則

この要綱は、平成24年8月17日から適用する。

この要綱は、令和元年10月1日から適用する。

別表（第4条関係）

広告の位置、規格及び掲載料

種 類	位 置	規 格	掲 載 料
社協だより	下面（表紙及び 終面を除く。）	下面通し（42 mm×175 mm）	1回あたり 25,000 円
		下面2分の1（42 mm×82 mm）	1回あたり 13,000 円